

徳島県規則第五十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月十三日

徳島県知事 後藤 田 正 純

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則（平成二十八年徳島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（平成二十六年<sup>内閣府
総務省</sup>令第五号）」の下に「、行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和六年<sup>デジタル庁
総務省</sup>令第八号）」を加える。

第二条を削り、第三条を第二条とする。

第四条の前の見出し及び同条を削る。

第五条中「二の項」を「一の項」に改め、同条を第三条とし、同条の前の見出しとして「（個人番号を利用することができる事務）」を付する。

第六条を削る。

第七条中「四の項」を「二の項」に改め、同条を第四条とする。

第八条中「五の項」を「三の項」に改め、同条を第五条とする。

第九条及び第十条を削る。

第十一条中「八の項」を「四の項」に改め、同条を第六条とする。

第十二条を削る。

第十三条中「九の項」を「五の項」に改め、同条を第七条とする。

第十四条中「十の項」を「六の項」に改め、同条を第八条とする。

第十五条から第十七条まで、第十八条の前の見出し及び同条を削る。

第十九条中「二の項」を「一の項」に改め、「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第四百四十四号）」を加え、同条を第九条とし、同条の前の見出しとして「（特定個人情報を利用することができる事務等）」を付する。

第二十条中「三の項」を「二の項」に改め、「就学支援金」の下に「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第一項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第十条とする。

第二十一条から第二十五条までを削る。

本則に次の見出し及び七条を加える。

（学校の設置者が他人の個人番号を利用した事務を行うことができる知事又は教育委員会による事務）

第十一条 条例別表第三の一の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学

支援金に相当する支援金（以下「私立高等学校等学び直し支援金」という。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 私立高等学校等学び直し支援金を受給する者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。次条第二号において同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十二条 条例別表第三の二の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入學した者に対する就学支援金に相当する支援金（以下「公立高等学校等学び直し支援金」という。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 公立高等学校等学び直し支援金を受給する者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十三条 条例別表第三の三の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等（専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第十四条 条例別表第三の四の項の規則で定める事務は、国立又は公立の高等学校等（専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第十五条 条例別表第三の五の項の規則で定める事務は、第五条に規定する事務とする。

第十六条 条例別表第三の六の項の規則で定める事務は、第六条に規定する事務とする。

第十七条 条例別表第三の七の項の規則で定める事務は、第八条に規定する事務とする。

附 則

この規則は、令和七年六月十六日から施行する。